

令和7年度第1回滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

- 1 開催期日
令和7年7月3日（木） 15時00分～16時30分
- 2 開催場所
滝沢市役所防災庁舎2階 201・202会議室
- 3 報告
(1)「令和7年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」について
(2) 令和6年度滝沢市いじめ調査結果について
- 4 協議
(1) 報告事項
(2)「いじめ等に対する未然防止の取組」について
(3) その他
- 5 出席委員
委員18名中11名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏名	所属	備考	出欠
1	佐々木 隆宏	盛岡地方法務局 人権擁護課 課長	関係行政機関の職員	欠
2	薄木 美由紀	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部地域相談課 課長	関係行政機関の職員	欠
3	後藤 秀樹	盛岡西警察署 生活安全課 課長	関係行政機関の職員	出
4	中屋 豊	盛岡教育事務所 在学青少年指導員	関係行政機関の職員	出
5	小笠原 浩	滝沢市立鵜飼小学校 校長	学校教育の関係者 (小学校長)	出
6	野里 洋介	滝沢市立滝沢南中学校 校長	学校教育の関係者 (中学校長)	欠
7	立花 美奈子	鵜飼保育園 園長	学校教育の関係者 (市内幼稚園・保育園長)	出
8	藤倉 浩康	滝沢市PTA連絡協議会会長(R7) (現滝沢東小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	出
9	関 鮎美	滝沢市PTA連絡協議会副会長(R7) (現鵜飼小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	欠
10	飯岡 竜太郎	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者 (大学教員)	欠
11	紺野 好弘	岩手大学教職大学院 特命教授	学識経験者 (大学教員)	出
12	嶋野 重行	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教授	学識経験者 (大学教員)	出
13	天間 正継	高橋法律事務所 弁護士	学識経験者 (弁護士)	欠
14	山口 淑子	医療法人山口クリニック 理事長	学識経験者 (医師)	欠
15	紀司 かおり	岩手県立大学社会福祉学部 講師	学識経験者 (公認心理師)	出
16	田貝 和美	岩手県社会福祉士会 社会福祉士	学識経験者 (社会福祉士)	出

17	滝田 律子	滝沢市健康こども部 こども家庭センター 所長	本市の職員（関係課）	出
18	柴田 賢一	滝沢市市民環境部 防災防犯課 主任主査	本市の職員（関係課）	出

6 市出席者

教育長

教育次長

教育委員会事務局

学校教育指導課 参事兼課長

同 主幹兼主任指導主事

同 主任指導主事

同 総括主査

同 学校教育専門員

太田 厚子

久保 雪子

田村 大樹

阿部 弘樹

小林 龍

高橋 由紀子

江六前 仁史

7 傍聴人 なし

8 内容

(1) 開会

委嘱状交付

委員 18 名中 12 名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

・太田教育長より挨拶

・委員紹介（次長）

(2) 議題

(次長)

続きまして協議に入ります。

いじめ防止等対策協議会設置条例第 6 条により本協議会の議長は会長が行うこととなっておりますが、このあと会長及び副会長が決定するところまで引き続きこちらで進行させていただきます。

それでは、議題に関しまして事務局より説明および提案をお願いします。

(事務局)

説明

(次長)

ただいまの事務局の説明について、何かご質問のある方いらっしゃいますか。

ないようですので、会長及び副会長の選出に移ります。

選出に関わり、委員の皆様から何かご意見はありますか。特にご意見がないようであれば、事務局から案があれば提示願います。

(事務局)

それでは、事務局からお話をさせていただきます。

会長には名簿 10 番の盛岡大学教授 飯岡竜太郎委員、副会長には名簿 6 番の滝沢南中学校校長 野里洋介委員をお願いしたいと考えております。

本日はお 2 人の委員が欠席ということですので、その点につきましては了承願います。

なお、お 2 人には事前にお話をさせていただいておりますことを申し添えます。

(次長)

ただいま事務局より提案がありましたが、飯岡委員と野里委員をお願いしてよろしいでしょうか。よろしければ拍手でご承認いただきたいと思います。

(各委員)

拍手

(次長)

ありがとうございます。

本来であれば会長に進行を引き継ぐところですが、本日は飯岡会長が欠席、また野里副会長についても急遽欠席となりましたので、進行を嶋野委員をお願いしたいと考えております。

それでは嶋野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

こんにちは。

私は、特別支援教育保育を専門にしておりました。他の方面でも関わらせていただいております。よろしくお願いいたします。

新しく委員になられた方もおりますし、いろいろな立場の方がおりますので、いろいろな意見を皆さんから聞いていきたいと考えております。

それでは会議に入る前に、会議録の署名人に小笠原委員さんと滝田委員さんを指名したいのですがよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速報告に移ります。

事務局より「令和7年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」についての報告をお願いします。

(事務局)

説明

(議長)

ありがとうございます。続いて、令和6年度滝沢市いじめ調査結果についてお願いします。

(事務局)

説明

(議長)

ありがとうございます。

それでは協議に移ります。先ほどまでの報告等について、委員さんの方からご意見ご質問等をあればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

無いようですので、協議2の「いじめ等に対する未然防止の取組」のところで皆さんからご意見をいただいて深めていきたいと思います。

報告事項についてですが、重大ないじめ認知については無いということなので、これからの課題として「いじめ等に対する未然防止の取組」について、ということで事務局から説明していただきたいと思います。

(事務局)

説明

(議長)

それでは、委員さんからいろいろとご意見をお聞きしたいので、こちらで指名してお話いただきたいと思います。最初に、小学校の取組についてお願いします。

(委員)

小学校について、本校の取り組みが中心となっておりますことをご了承ください。

それでは本校の実践を中心に取り組みを6つ紹介します。

1点目は教職員に対してですが、いじめについての理解を深める教職員研修の実施を行っております。

先ほどの資料にありましたが、職員会議や長期休業中の校内研修会の時間を活用して、いじめの原因、いじめの背景あるいは具体的にいじめのサイン、それから指導のあり方について、教職員全員で共通理解を図る機会を持っております。

特にいじめに気づくためのいじめのサインについては、具体的にこういう姿が見られたら要注意というところを確認しながら進めているところです。

2点目です。これは児童個々に関わってですが、いじめに向かわない態度、能力の育成ということで取り組んでおります。

これは社会性や正義の心を育てるということで、具体的には人はそれぞれ個性、多様性がある、自分から見れば異質なものもありますがそれをしっかりと受け止める心を育てるということです。

また、いじめは絶対許されない行為であるということの認識についても深めております。具体的には道徳教育、それから人権教育、そして読書活動や様々な体験活動、これらを通して進めております。相手の嫌がることは言わない、しない。そして、これにプラスして、相手に万が一嫌な思いをさせたならばしっかりと反省をし謝る、というところを小学校では大事にしております。

3点目、これは児童の集団の育成に関わる場所ですが、わかりやすい授業の推進と1人1人が活躍できる集団作りに取り組んでおります。

特に授業におきましては、自己肯定感、自己有用感を育むということです。

授業の内容がわかった、できた、楽しい、もっとやりたい、という気持ちを大事に授業を進めていく。それから感謝と思いやりの気持ちを育む。自分のことがわかってもらって嬉しい、みんなが自分のことを支えてくれて嬉しい、ありがとう、というそういう気持ちを持てるような集団作りを進めるというところで取り組んでおります。

4点目。これは情報機器の利活用に関わる場所ですが、情報モラル教育の推進ということで、ネット上でのいじめを防ぐため、皆さんの机の上に配られました「SNSトラブル防止リーフレット」を活用いたしまして「我が家のSNS使用ルールの取り組み」ということで、家族で話し合って「うちではこんなルールを決めて取り組もう」ということで見える化して各家庭で取り組んでいるところです。

5点目は、いじめの早期発見に向けてということで、これは教師と児童の日常の対話それからふれあいによる児童観察、人間関係の把握ということをしてしております。特に本校では、対話だけではなく休み時間はできるだけ外に出て子供と一緒に遊ぶ、遊んでいる中でいろいろなものが見えてくる、そういう時間を大事にしていきたいと思いますということで進めております。また、教師間、それから保護者やスクールカウンセラーとの情報交換、そして年3回の児童へのアンケート調査、年1回の保護者へのアンケート調査を活用して、そのアンケートをもとに面談を行い、子供たちの状況についてしっかり把握をするというところを取り組んでおります。

それから、今年度からはSOSの出し方、受け止め方について、これは校長が講話しようと考えておりますが、困ったときに困ったということを伝える、あるいは困っている人を見たときにどう関わってあげればいいのか、どう言葉をかけかけてあげたらいいのかという部分についても、子どもたちにしっかりと伝えながら、早期発見に繋げていきたいと考えております。

最後6点目です。児童が主体的に取り組む「取り組み」として、挨拶運動それから名前に「さん」付けをして呼ぶ。そして本校では「はばたき賞」というものを実施しております。

この「はばたき賞」というのは何かというと、1週間のスパンのところで、子供たちが他人のためになることをしたとか、特に頑張っていることについて集約をしまして、これをタブレット上でまとめプリントアウトしたものを各学級に対してこういう素晴らしい行いがあるよ、皆さんもこれを手本にしながら学校生活をより良いものにしよう、というようなことで取り組んでいきます。それから2学期や3学期のところで、児童会執行部が主催する「あなたの良いところコンテスト」という子どもたちのそれぞれの良いところを紹介し合いながらそれを認め合う機会を作っております。3学期には、児童会目標の中に思いやりの心を育てるとか、感謝の気持ちを持とうという目標が設定されていますので、それに伴っていじめ撲滅、人に優しく宣言ということで、子どもたち自らが「いじめは駄目ですよ」「人に優しくしましょうよ」と呼びかけながら取り組みをするという機会を作っているところです。

続きまして中学校についてご説明いたします。資料を中学校の校長先生からいただいたものを、市内6校の取り組み状況を取りまとめまとめたもの、ということで預かっております。

大きく分けて2点です。

1点目は、教師が中心となって取り組んでいることを紹介します。

まず、いじめアンケートの実施です。これは生徒、保護者、それから毎月11日の安全安心こころの日にアンケートや講話を実施しています。それから、教職員間の情報交換、教育相談の充実を図っており、安全安心な居場所作りに取り組んでいます。それから、生徒の生活記録ノートを丁寧にチェックしています。また、校内の言語環境の改善、特に教師が率先垂範して、丁寧な言葉遣いをするということに取り組んでおります。それから人権教育、そして学級懇談等での情報収集ということで説明がありました。

次に2点目として、生徒、あるいは生徒会が中心となっている取り組みについてご紹介いたします。

1つ目、生徒総会で「いじめゼロの学校を目指す宣言」をする、「情報モラル宣言」をするという取り組みがあります。

2つ目、ボランティア活動。他者を慈しみ尊重する心や態度を育てるという狙いのもとに取り組んでいます。

3点目、JRC活動を通して人権意識の向上を図っています。

それから、馴れ合いやチクチク言葉といった人がちょっと傷つくような言葉をなくするための点検活動を行っています。

それから、これはいいなと思ったのですが、生徒会でピンクシャツでの取り組みをしているということです。ピンクシャツでどのようなことをやっているのですかと聞きましたら、その昔カナダで始まったいじめ反対運動があって、そのときにピンクのものを身に着けてその運動をしたという前例があったので、それに真似てこのピンクシャツの日には教師はピンク色のものを身につける、それから生徒はいじめ反対のメッセージを書いて校内に掲示する。このようにして自分たちでいじめをなくするという意識を高めている、という例も紹介されました。

(議長)

ありがとうございます。

小学校と中学校の具体的な取り組みということで、校長先生から皆さんに様子をお伝えしました。

中学校の方は代理でお話いただきましたけれど、これに対して何かご質問やいろいろ

ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

なければ、保護者さんの方から学校の取り組みについてご意見ということで、いかがでしょうか。

(委員)

いじめ対策でいろいろ取り組んでいただいて、本当にありがとうございます。

私は小学校のPTA会長をしております。先ほど、中学校のいじめについての話の中で「環境の変化が非常に心配だ。そのときからいじめが始まっている実情もある」ということで、PTAの立場としてどのような取り組みをしているかという、滝沢第二中学校、滝沢東小学校、滝沢第二小学校の三つの小学校・中学校区を組んでやらせていただいていた。これまでに「滝沢東小学校親父の会」というものを設立して、もうかれこれ何年かやらせていただいて、そこを展開して、「滝沢第二中学校の親父の会」というものを設立させていただきました。それによって東小学校と二小と一緒に滝沢第二中学校でともに学ぶということで、そういったところの不安をなくしたいと思っております。

それから、これから中学校でみんな一緒に仲間として事業に取り組んでいきたい、何かできることはないかということで、7月12日に親父の会主催でサッカー大会をやらせてもらって、あとは11月には滝沢第二小学校の方でイベントを学校同士の中で交流会を通してやれればと思っております。

そういった中で、滝沢東小学校と滝沢第二小と一緒に手を取り合ってひとつの思い出を作ることで中学校になってからも楽しく学校生活を送れるように、お互いに知らないまま中学校を迎えるのではなくて、学校で会ったときに「こんな思い出あったよね」というところをきっかけに友達作りや環境作りの改善に繋がっていけばいいとの思いで今年から始めていこうとしているところです。ぜひ、たくさん子ども達が参加してくれることを願っております。

あとは、個人的に保護者の方ともいろいろ話をしましたが、最近だとテレビドラマであった「イジる」という言葉、決して遠い話ではないと感じました。

例えば、「何かものまねしよう」「何か面白いことやってよ」という無理難題を1人に浴びせてそれを集中的にやるというのは、あくまでもそれはいじめに近いところ、いじめの入り口といったところをドラマでも感じる部分があると保護者で話題になっていました。

なので、子どもを見るうえで「いじめ」となるとどうしても構えるところもあるかもしれませんが、「これイジリだね」と、ちょっとした入り口になっている部分というのは、少し先生にも気づいてもらって「無理してないか」とその後一言声をかけてあげられる環境づくりを学校としても今後もっと取り組んでいただければと思いました。そして、子ども達ももっともっと楽しく生活するためにこれからの多様性に対応していただくためにも子ども達の個性というのをしっかり伸ばしていただきながら今後とも学校の先生の方での見守りを今後とも引き続きやっていただければと思っております。

(議長)

ありがとうございます。

続いて、盛岡教育事務所管内における情報モラルの取り組みの事例というものがありませんらば、ご紹介いただければお願いします。

(委員)

別紙の資料を簡単に説明します。

前半に学校訪問する際にも使用している資料の一部です。現在年齢別のスマホの占有率が令和5年度の実態調査ですと10歳で子供専用が6割5部を超えているという状況ですが、おそらくこれ以上じゃないかと思えます。中学校であれば14歳で95.2というのが子供専用スマホの占有率という実態があるということで、児童生徒がデジタル社会等において健全な生活を送るためには、デジタル教育の情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動、適切な情報活用に関する能力や規範意識というのは今に始まったことではありませんが、喫緊の課題であるということを私達も常に持っていなければならないということです。

(2)については昨年度も話をしました。情報モラルについては、資料にある「日常のモラル」と「情報技術の特性」を合わせて指導する必要があるということで、これは盛岡西警察生活安全課さんを訪問したときにもそのようなアドバイスをいただいたところでした。

上から二つ目の矢印のところで、管内の中学校では情報モラル教育に係る指導資料として県が発行している「わんこ情報室」を活用して担任が指導している例もある、ということで小学校でもぜひわんこ情報室を積極的に活用していただきとお話をしていますが、おそらく多くの学校ではしているかと思えます。別紙資料としてわんこ情報室を載せております。

それからインターネットに利用に関する普及啓発活動ということで、去年小学校を訪問したときに保護者の方から、これは中学校も含めてですが、そもそもフィルタリングをなぜやらなければならないのか、そこまでする必要がありますか、という質問があったということで、やはりその辺の危機意識、そういったところも具体例を挙げながら載せられる範囲で周知していかなければならないというところですよ。

なお別紙資料として、今年度学校訪問の際に事務所の生徒指導担当に作ってもらいましたが、いわゆるペアレンタルコントロールということについて Nintendo Switch や PlayStation、Android や iPhone、そういった機器別の仕組みややり方や意義などを簡単にまとめたものを配ってありました。

ただ、Nintendo Switch も新バージョンが出たというのでそうするとやり方も変わってくるのではないかとということで詳しく調べたい、と担当の指導主事は話をしていました。参考になればと思います。

なお最近の情報で、小学生でも簡単に入れるようなゲームのサイトがあって、そこに自分たちでさらにバージョンアップしたゲーム、ゲームプログラムみたいなものがどんどん入っているそうですが、そこから違うサイト、例えば闇バイトのサイトに引き込んでいく、というものも出てきているという話をいただいているところでもあります。

(4) として、児童会や生徒会で多くの学校で取り組んでおりますが、未然防止に取り組むということ、それから(5)で速やかな法的な対応が必要な事案ということで、そこに掲載した特に4つ、これについては然るべき外部機関や警察の方に相談通報をとるところでお話をしているところです。ニュース等では自殺幫助のようなものもネットに上がっていて、10代の若い人達も加わってしまっているというところもあります。

それから [2] その他 ということで、複数回にわたる継続した指導の徹底ということで、これは盛岡西警察生活安全課の担当の方からも再三言われておりました。同じ話でいいので繰り返し話をしてください、という情報モラルに関わって、1回目とそれから2回目の期間の間には子どもの置かれている状況や現状も変わっているのですといった点では必要だということでした。

(2) として、これが割と危険というなことでしたが、保護者が使っていたお下がりスマホというのが実は大変危険ということで、保護者が使っていたものをお子さんに渡すのですがフィルタリングを始め様々なことがフリーになっている状態で子どもはそれを分かっているそのまま使っていてそういったサイトにも普通に入っていくと課金が発生した、という事案も発生しています。この辺も保護者のご協力を仰がなければいけない部分と思っています。

同じように保護者の理解と協力を得るということで、共に子どもの指導に当たることの重要性、ということもその通りです。

それから、これはある学校で講師に来ていただいた方の話ですが、SNSで発信しようとしているその内容は紙に書いて玄関のドアに貼れますか、というような一つの判断基準というのがあります。玄関にはそれぞれ住所があるように、ファイルにも同じようにアドレスメールにもアドレスがあります。人というのは特定される。送った側はそこまで想定していなかった、というのがほとんどだそうです。当然拡散していく段階で悪意のある情報がどんどんどんどん加わっていったら、本人もそんなつもりではありませんでしたでは済まされない状況を生み出しているということが一つ。だから、あなたの送ろうとしている内容というのは本当に玄関のドアに貼れるような内容ですか、そういった視点として必要ですよ、という話がありました。

あとはここには書いておりませんが、最近研修会に出たときに『気持ちを言語化できないところがやはり重要である。重要というのはマイナスの部分だが、自分の感情を言葉にできない、そこが非常に難しくなっている。例として挙げたのが、美味しいものを食べて「マジやばい」、美味しくもないものを食べても「マジやばい」と、結局「マジやばい」ですよ』と研修会の先生は話をしていただきましたけれども、その言葉一つを取ったときにその人が考えている背景であるとか思いというのをなかなか汲み取ることができなくて、犯罪のようなものに広がっていくのも言葉の行き違いによる、そういったトラブルが背景にあるというのは非常に大きい、だから自分や他人の感情や気持ちを理解する、あるいは実感したり表現したりとするその調整能力、感情リテラシーといった力をつけていかなければならないだろう。これは学校だけではなくご家庭の協力も仰ぎながらということですが、自分の気持ちを表現できるということは西警生活安全課の方も話してしまいましたが再犯率というのは実は低下します、ということもお話をいただいたこともあります。そういった意味では、自分の気持ちを正しく表現していくということが今後必要になるのかなと思います。

あと先ほど学校の事例のところでもありましたが、SOSの出し方というのもやはり教えていかなければならないというところも話題になっておりました。「誰にでも相談し

てね」「誰にでも話していいんだよ」ということですが、この「誰にでも」というのは子どもにとってみれば非常にハードルが高いので、SOSの出し方を教えていくことが必要であろうということが話題になっておりました。

資料の③には盛岡教育事務所管内の学校における情報モラルに係る取り組み例ということで、主に中学校で重なっているところもたくさんありますがこういった取り組みをしているということを列挙しました。繰り返し指導しているということ、それから地域家庭にも広報等で周知を図っています。それから医師による講演会を生徒もですが保護者も含めながら開催しております。それから警察署とタイアップしてサイバーセキュリティモデル校指定を活用しながら、それから新入生保護者説明会あるいはPTA総会の場を利用して保護者の方にも現状説明や協力をお願いしているということ、学びフェスタに盛り込んで協力を依頼したという学校さんもありました。それから入学生の実態に合わせて、動画をお医者さんに作成してもらい新入生保護者説明会で全ての生徒保護者に見せて啓発を図っている、スクールサポーターさん等に来てもらって様々な指導をしてもらっている、それから滝沢市もですが自治体と連携しながらネットやスマホの使用上の約束を周知しながら家庭にも協力してもらいながら取り組んでいる、それから調査を実施してその結果を踏まえて講座を開催する、教育振興協議会とも連携しながら標語コンクールを実施して校内に掲示している、それから学期ごとに講座を実施している、それからPTA総会の場で、どうしてもSNSが絡むトラブルについては学校が関わる、つまり保護者さんに相談する前に警察に通報相談する場合もあるということを実前に保護者の方には説明しているということ、それから昨年も話しましたが、ネット依存についてのテストを実施してその結果をもとに三者面談終了後に親子で動画を視聴して、今後について家庭で話し合っただけで意識していただくようにしています。それからわんこ情報室。それから生徒会の取り組みで「SNSのルール4か条」を生徒総会で確認しております。文部科学省で出している動画教材を生徒の実態に応じて抽出してやっているということ。それから「MJT メディアと上手に付き合う宣言」を学校で取り組んでいて保護者会でも説明しています。それからPTA主催で親子情報モラル教室を実施しているというところがありました。

他にも細かいところで、先ほど校長先生からもお話がありましたが様々な学校さんでは取り組んでいるというところがあります。

後ろの方には別紙資料として参考までにつけさせていただきました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

たくさんの取り組み情報をいただきました。続きまして幼少期でのいじめ防止の取り組みということで、保護者の関わりを含めて委員さんの方からお願いいたします。

(委員)

保育園では異年齢の子どもたちが関わるので、そういう中で大きい子が小さい子のお世話をする、そういう形での自然体でそういう関わりがあるので、特に誰に対して何かをするというところの大きな問題はないところではありますが、自分の思いを伝えられない子どもたちが増えてきているのかなと思います。

困っていることを「困った」という声に出せない、出せる子はもちろん出すのですが、それでも影に隠れている子どもたちというのが少し増えてきているというのが現状にあります。ですので、職員間でも担任だけではなくどの職員にでも困ったときは声出そうねということや、あとはお友達が逆にどうしたのというようなやり取りを保育園児の子どもたちはしているの、そういうところから職員に誰々ちゃんが困っているよというところでのやり取りを進めているところでした。

保育園でも人権擁護教室があるので、そういうところで「どうしたの」「ごめんね」「ありがとう」というところを常に子どもたちと話していますが、ただ「ごめんねと言えればいい」というような年代の子どもたちもいるので、ただ「ごめんね」ではなく相手の思いもあるからごめんねしてからいいよ、というように許される場合が全てではないというところで、相手の気持ち、なぜそういうことが嫌だったのか、逆に自分はどうだからこういうふうにしたんだ、というところの仲介役というところでの役割というのがすごく大きいと思います。

お互いの話を聞くことで「そうか、先生はわかってくれた」「このお友達は自分の気持ちはわかってくれた」というところで和解に繋がっていくので、そのような関わりがすごくこの乳幼児期には必要と思い関わっていました。

あとは保護者というところでは、若い方たちが増えてきているので、子育ても全てSNSの情報でお母さんたちも子育てをしているような状態で、子どもを遊ばせてお母さんたちは携帯持ってる、というような形がすごく増えてきているところが現状なので、そのSNSのところも保護者説明会やクラス懇談や参観日でも話はしていますが、まだ先のことというような思いが正直あるように保護者の方を見ていると感じるところでした。

小学校や中学校になってから、というところの話かもしれませんが、まだ先というか今が大変なのだというところの思いにどのように関わっていけばいいのかというところが正直職員とも悩みのところではあります。教育支援委員会のようなところで小学校さんともやり取りをしているので、そういうところで情報共有しながら乳幼児期に何ができるかというところを模索しながら今進めているところでした。

(議長)

ありがとうございます。

それでは次に、警察という立場でいじめによる被害を最小限にするため、というような取り組みを何かお話を聞かせていただければと思います。

(委員)

昨年度の盛岡西署管内でのいじめに起因する事件の調査では0件でした。

警察としての取り組みとしては、各学校での防犯教室の際に、いじめ防止などの内容も含めて子どもたちに講話をしております。高学年対象となる情報モラル教室の際でも、SNS上の誹謗中傷など法律や罰則に触れながらネット上でのいじめ防止について生徒と生徒および保護者に実施しております。

毎年の交流事業として、少年警察ボランティア協会のボランティアの方と子どもたちとの交流活動を行っているのですが、今年の1月に情報モラルともの作り体験を実施しまして、情報モラル講話の中でネット上での誹謗中傷やいじめ防止について生徒と職員の方に講話を実施しました。

警察では関係機関へのいじめ調査等は特にしていませんが、学校や保護者からの相談等があった際には関係機関と連携しながら少年係や少年事件係と対応して今後とも対応したいと考えております。

(議長)

ありがとうございます。

幸いに、滝沢市内は0件ということのようです。

それでは次に、いじめトラブルを訴えた保護者への対応、というような留意点を含めてお話いただければと思います。

(委員)

一番は、早期発見早期解決に向けた先生方の取り組みというのが一番だと思いますので、そういう観点で話をしていきたいと思います。

まず非常に難しい部分があって、そういう保護者の方は結構怒っていたり様々な話を早口でお話する場合もあるので、時間があればすぐ来てお話されるのではなくて、例えば朝電話をもらって夕方となれば少し時間がありますので、その場合に事実関係を整理する、正確に説明できるように準備する、ということが必要だと思います。今後のその保護者の方と対応を確認する、もし学校として行き届かない点があれば謝罪すべき点もあると思いますので、そういったことも整理しておく必要があると思います。

そのほか、考えられる解決策や、いじめがまだ解決しない場合の子どもへの指導なども検討しておく必要があると思います。いざ保護者の方が見えられたときの面談で心がけるべきことですが、大きく3つにまとめました。

1つ目は受容的態度ということで、保護者の方のありのままの姿を受け入れるということです。決して頭から否定せず「違います」ではなく考え方をしっかり受け入れながら、その背景を理解していくということが大事だと思いますし、質問や疑問が出た場合には一つ一つ誠実に答えるということがあると思います。

2つ目は保護者さんの話にしっかり耳を傾ける、いわゆる傾聴するということがあります。傾聴については7つポイントがあります。

1点目が、話を途中で遮らないということです。話を聞き、自分が聞きたいこと、伝えたいことがあってもそれはまだ抑えて、十分に話を聞いた後で話すようにするということです。

2点目が、言葉を繰り返して内容を要約して相手に確認することです。確認しますが今こういうふうにおっしゃいましたよね、のように受け止めてそこを要約して話をすると、相手も冷静に考えてくれているということがわかるので安心して話せるようになると思います。

3点目が伝え方で、言葉で伝わるのは全体の一、二割だと言われているので、言葉ではない表情や相づち等からも気持ちを込めて聞いているということが伝わるように意識するべきだと思います。

4点目ですが、保護者の方の怒りや悲しみなどがありますが、そういったことをしっかり共感的に受け止めていく必要がありますが、ときとしてその声を出してしまう場合もありますので、思いを出したからといってこれは悪質な苦情だとか不当な要求だといった先入観を持たないように意識する、怒りの背景には何があるのかを把握するように

努めて、相手の気持ちが少しでもときほぐれていくようにするということです。

5点目が、これが一番大事だと思いますが、事実なのか推測感情なのかそこを区別して聞く必要があると思います。事実と保護者の気持ち両方を大切に扱っていくと、そういう面では「メモを取ってよろしいですか」「記録として残したいので」ということで、そういう配慮も必要だと思います。

6点目ですが、最も訴えたい内容を把握する。保護者は自分の思いを理解してもらいたいという気持ちが強いほど様々な要望が出てくる場合もありますので、そういった事実関係を整理して要望を整理しながら、相手が一番求めていることは何だろうと、そういうことを把握するように努めていくということが大事だと思います。

最後7点目ですが、要点や今後の対応などを確認する。最後に話の要点や今後の対応連絡方法などを確認して、話し合いの中身を再確認することが大事だと思います。

学校としてすぐできることについては、何をいつまでにできるかということを確認するとともに、できないことは今すぐにはなぜできないのかという理由をしっかりと伝える。判断が難しい場合には、学校内で相談してから回答しますということをはっきり伝える必要があると思います。

3つ目ですが、必要な支援を確認するということです。学校は、子供を守り、いじめを早期解決したい、それに向けて全力で取り組んでいくということを伝えて、保護者との連絡を密にしていきたいと思いますということを伝えていく必要があると思いますし、保護者には子どもの話をじっくり聞いて、子どもの理解者になってもらうよう再度お願いをするということもあると思います。

ここまでの一般的な対応ですが、中には対応できない要求が来る場合もあります。これがちょっと困るのですが、こういう場合どうするかということで2点話をしたいと思います。長時間の訴えが続く場合です。

1点目は、これは面談ではなく電話等でも長く続く場合があります。連日長時間話を聞くことは誠意を示すことではない、と私は思います。限られた時間の中でしっかりと聞くことも大切です。従って長くなりそうな場合には、最初に時間設定をお願いすることもあります。それでも決めた時間を守ってもらえない場合もありますので、このような場合は途中で打ち切らざるを得ない場合もある、ということは伝えておく必要があると思います。限度を超えた暴言のような少々暴力的な態度の場合には、話し合いは続けられないということを丁寧に伝えて自制を求めていく必要があると思いますし、今学校だけで解決が困難な場合には教育委員会に連絡した上で、警察とか弁護士さんなどのアドバイスを受ける必要もあると思います。ただ、学校と子どもや家族の関係というのはずっと続いていくものですから、ときに毅然とした対応が必要な場合もありますが、信頼関係構築への取り組みというのはその後も続けていくことが前提になると思います。

2点目になりますが、いじめのトラブルの相談ですので、保護者と協力してよりよい解決を目指すということが大前提だと思いますので、子どもの成長をしっかりと支援していきましようとか、協力してそのあとの人生に寄り添っていくとか、子供の最善の利益を目標に考えていくということを前提にしながら話し合いを進めていけば、最終的により良い解決が図られるんじゃないかと思っております。

(議長)

ありがとうございます。

次の委員さんどうでしょうか。

(委員)

普段はスクールソーシャルワーカーとして活動しております。義務教育の小・中学校を始め高校や県立学校にも行かせていただいているので、小学生から高校生まで対応させていただいています。

今日の内容からしますと、いじめ防止というところが大きなテーマになっておりますが、私達スクールソーシャルワーカーでは対応は問題が起きてからの対応になるのが現状ですので、なかなか防止というところには関わっていない部分が大きくありますし、もう一つは不登校でも結局その根底にはいじめがあるというケースが結構あります。しかも、そのいじめのきっかけというのが今ではなく数年前の話であったり、過去の話というケースも結構見受けられますので、今日お話いただいているような防止ということは非常に大事な視点ではないかと思いました。

(議長)

ありがとうございます。

それでは次の委員さんには、いじめトラブルがあったときのカウンセラーなどお願いしたいと思います。

(委員)

私からは、いじめがあったときのトラブル対処といいますかスクールカウンセラーの日頃からの活用について少しお伝えしたいと考えております。

小学校現場の先生方や保護者の皆様にはスクールカウンセラーをぜひ日常的に積極的に活用していただきたい、と改めてお伝えしたいと思います。

先ほど感情リテラシーという言葉もありましたが、いじめの有る無しに関わらずその子どもたちが感情を言葉にすることは、安心感や安全感がある場所でしかなかなか言えないことだとも思います。そうした訓練をスクールカウンセラーは日頃から行っていますから、ぜひ活用していただきたいと思います。そして安心安全、この人になら話してもいいだろうというところで少しずつ子どもたちも感情や言葉にサポート触れながらも表現できるようになるのではないかと思います。私自身大学では心理学を教えており、盛岡少年院でカウンセラーをしています、実際その少年院の子どもたちというのは感情を言葉にするのが大変苦手です。でも、何度も何度も繰り返し対話を繰り返すと、自分が感じている言葉を少しずつ話せるようにはなってきます。

なので、ぜひスクールカウンセラーをそういった意味でも活用していただきたいと思います。

そして、保護者の皆様も「カウンセリング」というと、いや、そこまでは必要ないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、カウンセリングを受けるというのは別に恥でも何でもありませんので、ぜひ積極的にスクールカウンセリングを子どもたちが必要と思うのであれば促していただきたいとも思います。

実際に現場であの大変な業務を担っていらっしゃる学校の先生方のメンタルヘルスは非常に重要だと思いますので、そういった意味でも学校の先生方のメンタルヘルスについても相談できる、1人の資源としてスクールカウンセラーを使っていたいただけたらと思います。

(議長)

ありがとうございます。

皆さんの方からいろいろご意見をお尋ねしました。行政のお2人が委員におられますが、感想含めてお2人をお願いしたいのですがよろしいですか。

(委員)

令和6年度からこども家庭センターが設置されまして、1年経過したところです。

こども家庭センターでは母子健康手帳の交付から全てのお母さん方にお会いしながら、出産後に滝沢市に転入の方も結構いらっしゃいますが、子どもさんが大きくなってからお会いする方もいらっしゃいますけれども、全ての保護者の皆様にお会いできるという強みがあるかと思っています。

先ほど先生が「背景といったところがとても大事」というお話をされていましたが。こども家庭センターでは、母子健康手帳などの母子保健の部分だけではなく、要保護児童対策の地域協議会や虐待傾向にあるということで学校の先生の皆様ともいろいろと連携取らせていただいています、その中で保護者さんとお会いしますと保護者さん自身も小さい頃にお父さんたちに厳しく育てられたとお話してくださる方もいて、そのようなお話を聞いたときはよくお話を伺って、マルトリートメント“不適切な子供への関わり”ということで、暴言や叩くあるいは今は面前DVも非常に多いので、そのようなあたりもお子さんの育ちの発達にも影響がある、ということ徹底して今はお伝えしています。マルトリートメントに関しましては、母子健康手帳の交付時にリーフレットを入れたりしながら、できるだけ要望後は相談していただけるような環境作りを考えております。

あと、今年度から親子関係形成支援事業という要保護世帯の保護者の皆様を対象に保護者の皆様もペアレントトレーニングできるような講座も年6回コースで行う予定で、小中の保護者の皆様をと考えておりましたので、後ほどまた学校の皆様にはご案内させていただきます。

(委員)

当課では市の少年補導員と市の交通指導員事務局をしておりまして、小学生や中学生の皆様とは朝の少年警察ボランティアと協力した朝の挨拶運動であるとか、街頭交通指導員による街頭活動、交通の教育専門員が当課にいますが交通安全教室、そういった形で安心安全の部分で関わらせていただいております。

今日いろいろお話を受けた感想ですが、トラブルの中にSNSを使ったものも少し出てきているようで、今SNSを使った犯罪やトラブルというものが本当に多くなっているような状況があって、そういった部分も広報や啓発ということでさせてもらっておりますが、大人でもすごく今トラブルになっているところですので、子どものうちにこういった情報リテラシーというか情報モラルに関する教育をしていくということはこれからの時代必要なことでありますし、犯罪に繋がっていくところですので、しっかり指導いただいているというところに関して素晴らしいと思いました。

(議長)

どうもありがとうございます。

皆さんから取り組み内容をお話いただきました。参考になる内容であったと思います。安心安全の学級作りというところが一番大切なのかなというふうにも思いました。学級担任を中心に学級の雰囲気というそういったもの、親和的な学級作りをすれば安心安全な学級学校になっていくような気がしました。

そのためには教師と子どもたちの信頼関係作りというか、その辺をどうぞいろいろな研修を通じて高めていただければと思います。どうもありがとうございました。

(次長)

嶋野委員ありがとうございました。

それでは長時間にわたりまして熱心なご協議ありがとうございました。以上をもちまして、第1回いじめ防止等対策協議会を終了いたします。

次回の開催時期は来年の1月21日水曜日を予定しております。

ただ状況によりましては臨時に委員の皆様にご参集いただくこともあるかもしれませんが、通常は年2回の開催を予定しております。

なお第2回の内容につきましては、今年度のいじめ調査結果の報告に対するご意見をいただきまして、次年度へ反映させていく予定であります。

それでは本日は誠にありがとうございました。

お帰りの際はお気をつけてお帰りいただきたいと思います。

ありがとうございました。